

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）、 公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は2024年11月29日に、公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」を公表しました（コメント期限：2025年1月10日）。

ポイント

公表の経緯

- SSBJは、2024年11月29日に、公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下、「本公開草案」という）を公表した。
- SSBJでは、2024年3月に公表した公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、再審議を行っている。再審議の結果、提案した内容を修正する論点のうち、指標の報告のための算定期間に関する論点については改めてコメントを求めることが適切と考えられたため、公開草案を再度公表するに至った。

本公開草案の概要

- サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、指標の報告のための算定期間が一致しない場合、当該指標については合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせることを明確化する。
- これにより、温室効果ガス（GHG）排出量を温対法¹により測定することを選択する場合、報告期間と、GHG排出量の算定期間が一致しないときは、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係るGHG排出量を算定することになる。
- 「期間調整のための合理的な方法」については、SSBJ基準においては具体的に定めず、解説記事で情報提供予定である。なお、本公開草案と併せて、SSBJ事務局より解説記事のドラフト「[【参考資料】期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）](#)」が公表されている。

今後のスケジュール

- 2024年3月に公表した公開草案および本公開草案を踏まえた確定基準は、2025年3月末までに公表することを予定している。

¹ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下同様）

1. 公表の経緯

SSBJは、我が国におけるサステナビリティ開示基準の草案として、2024年3月29日に以下の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）を公表しました（コメント期限：2024年7月31日）。

- ・ サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下、「適用基準案」という）
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下、「一般基準案」という）
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下、「気候基準案」という）

2024年3月公開草案に対しては100通を超えるコメントが寄せられ、SSBJでは、寄せられたコメント等を踏まえ、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。

再審議の結果、2024年3月公開草案の提案内容を修正することとしたもののうち、SSBJが改めてコメントを求めることが適切であると考えた論点については、公開草案を再度公表することとしていました。SSBJは、再審議において、指標の報告のための算定期間に関する論点はそのような論点に該当すると考え、公開草案を再度公表するに至りました。

2. 本公開草案の概要

本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示の報告期間が、指標の報告のための算定期間と一致しない場合、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表のつながりを重視して、当該指標をサステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせることを再提案されています。

(1) 気候基準案

2024年3月公開草案による提案	本公開草案による再提案
<ul style="list-style-type: none"> ● 温対法により測定したGHG排出量を報告することを選択した場合、<u>公表承認日において既に当局に提出した直近のデータを用いなければならない</u>（気候基準案53項） ● 排出量の報告のための算定期間と、サステナビリティ関連財務開示の報告期間の<u>差異が1年を超える場合、定められた開示を行わなければならない</u>（気候基準案54項） 	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ関連財務開示の報告期間とGHG排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により調整し、<u>報告期間に係るGHG排出量を算定することを求める</u> ● 企業が温対法により測定したGHG排出量を報告することを選択した場合のSSBJ基準²独自の取扱い（気候基準案53項および54項）を削除する

² SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

(寄せられた主なコメント)

2024年3月公開草案では、作成者の追加コストを回避するというIFRS S2号29項(a)(ii)の趣旨を踏まえ、温対法による測定を選択する場合には、当局に提出した直近の温対法によるGHG排出量のデータを用いることを提案したうえで、当該データの算定期間と報告期間の差異が1年を超える場合には、追加の開示を求めるSSBJ基準独自の取扱いを提案していました（気候基準案53項、54項）。

これに対して、利害関係者からは賛否両論の意見が寄せられました。特に、国内外の利用者や保証業務実施者からは、サステナビリティ関連財務開示の報告期間とGHG排出量の算定期間に差異が生じることにより、関連する項目間のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する可能性への強い懸念が示されました（本公開草案 BC7-8項）。

(再提案の内容)

作成者のコストを低減することと、指標の報告のための算定期間を報告期間に合わせるもののいずれを優先すべきかについてISSB³基準³は必ずしも明らかにしていないと考えられることが再審議において確認されました。

そのうえで、利害関係者からの強い懸念を踏まえ、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表のつながりを重視する観点から、適用基準案70項の原則（※1）に従い、報告期間に係るGHG排出量の算定を求めることが再提案されています（本公開草案2項、BC9項）。

これにより、GHG排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合には、原則として、これらが一致するようにGHG排出量を期間調整することが必要となります（※2）。

調整の方法については様々な方法が考えられるため、企業の活動を忠実に表現できるように具体的な調整方法は定めず、「合理的な方法により調整しなければならない」と定めることとしています（本公開草案 3項、BC10項）。

なお、「期間調整のための合理的な方法」については、解説記事で情報提供する予定であり、本公開草案と併せて、解説記事のドラフト「【参考資料】期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）」がSSBJ事務局より公表されています。

（※1）適用基準案70項では、「原則として、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない」としている。

（※2）2024年3月公開草案における重要性に関連する定め（適用基準案4項(6)、26-27項）は、本公開草案において提案している内容にも適用されると考えられ、情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、そもそも期間調整を行う必要はないとの考え方が示されています（本公開草案 BC12項）。

³ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

(2) 適用基準案

2024年3月公開草案による提案	本公開草案による再提案
<ul style="list-style-type: none"> 企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間と、サステナビリティ関連財務開示の報告期間との間に差異が生じる場合、<u>所定の要件をすべて満たすときは、当該指標の報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができる</u>（適用基準案71項） 	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、<u>合理的な方法により期間調整し、報告期間に合わせることを求める</u>（SSBJ独自の取扱いである適用基準案71項を削除する）

(寄せられた主なコメント)

2024年3月公開草案では、上記のとおり、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる期間を対象とした情報の報告を容認するSSBJ基準独自の取扱いを提案していました（適用基準案71項）。

この提案に対しても、気候基準案に対するコメントと概ね同様の理由から支持しないとのコメントが寄せられました。

(再提案の内容)

寄せられたコメントを踏まえ、また、(1) 気候基準案の再提案と整合性を図る観点から、法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整し、報告期間に合わせることを求めることが再提案されています（本公開草案 4項）。

また、「期間調整のための合理的な方法」については、(1)気候基準案と同様に、SSBJ基準において具体的な定めは置かず、解説記事で情報提供することが予定されています。

3. 今後のスケジュール

- コメント期限は2025年1月10日であり、本公開草案寄せられたコメントを踏まえ再審議が行われる予定です。
- 2024年3月公開草案および本公開草案を踏まえた、適用基準、一般基準および気候基準の確定基準は、当初の予定通り、2025年3月末までに公表することを予定しています。

※なお、SSBJ基準案には、強制適用時期の定めはありません。本稿執筆時点において、金融審議会／サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループにおいて、SSBJ基準が確定した場合の具体的な適用対象や強制適用時期等についての検討がなされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを作成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「AS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。